



社会とともに

『環境配慮契約法』に係わる契約締結実績の概要

令和6年6月
日本中央競馬会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における日本中央競馬会の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表します。

1. 令和5年度の経緯

日本中央競馬会では、環境配慮契約法および「国および独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）に基づき、温室効果ガス等の排出削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、排出削減に配慮した契約の推進に努めました。

2. 令和5年度環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている「電気の供給を受ける契約」、「自動車の購入等に係る契約」、「船舶の調達に係る契約」、「建築物の設計に係る契約」、「建築物の維持管理に係る契約」、「建築物の修理に係る契約」、「省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約」、「産業廃棄物の処理に係る契約」について、以下のとおり環境配慮契約を締結しました。

(1)「電気の供給を受ける契約」

13件

裾切り方式による入札を実施しました。

(2)「自動車の購入等に係る契約」

1台

総合評価落札方式による入札を実施しました。

(3)「産業廃棄物処理に係る契約」

7件

裾切り方式による入札を実施しました。

なお、「船舶の調達に係る契約」、「省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約」、「建築物の設計に係る契約」、「建築物の維持管理に係る契約」については、環境配慮契約の実績はありませんでした。